

メドベージェフ政権下の政治改革

津田 憂子

【目次】

はじめに

I 2008年大統領年次教書演説

II メドベージェフ政権下の政治改革

おわりに

翻訳：2009年5月12日付ロシア連邦法第94号「ロシア連邦の連邦議会国家会議における選挙人の代表権の向上に関するロシア連邦の各法令の改正について」(部分訳)

翻訳：ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者(最高執行国家権力機関の長)の候補者の提案の提出及び検討の方式に関する規程

翻訳：2009年5月12日付ロシア連邦法第95号「国営のテレビ及びラジオの全国放送による議会政党の活動についての報道の平等の保障について」

はじめに

2009年5月、メドベージェフ政権は発足1年を迎えた。この1年の間に、政治、経済のほか、福祉、教育など多岐にわたる分野において改革が実施されてきている。とりわけ政治分野における制度改革は、憲法改正や国家機構改革を含め、注目すべきものが多い。

本稿は、メドベージェフ政権下で推進されてきた政治改革に関する立法の流れを概観し、解説及び翻訳を試みるものである。その際、エリツィン政権時代及びプーチン政権時代の政治改革にも適宜言及し、1990年代以降から現在に至る政治改革の全体像及びその立法の変遷に対する理解を深めることを目指す。

本稿では次の5つの法律を取り上げる。

- ① 連邦構成主体の最高公職者の候補者に関する提案の提出及び検討の方式に関する規程
- ② 国営テレビ及びラジオの全国放送による議会政党の活動についての報道の保障に関する

連邦法

- ③ 国家会議における選挙人の代表権の向上に関するロシア連邦の各法令の改正に関する連邦法

- ④ 大統領の任期及び国家会議の任期の改正に関する連邦法

- ⑤ 連邦会議編成手続の改正に関する連邦法

このうち、①と②については、今後のロシア政治のあり方に少なからぬ影響を与える重要立法であるため全文を訳出し、③については、一部の重要な条文のみ抜粋して翻訳を付した。また、④と⑤については、既に別稿で論じていることもあり、解説の中でその概要に関して言及することとする。^(注1)

I 2008年大統領年次教書演説

2008年11月5日に行われた、就任後最初の大統領年次教書演説の中で、メドベージェフ大統領^(注2)は今後実施すべき政治改革について言及した。改革の重要点は、以下の4点に整理される。

第1に、憲法改正を伴う2つの提案を行った。^(注3)1つは、ロシア連邦議会の権限を拡大し、行政権に関する監視機能を国家会議(以下、「下院」という)に付与するものである。これは、政府に対し、活動の総括及び下院が直接提起した問題に関する報告を毎年義務付けることを意味する。もう1つは、大統領の任期を4年から6年に、下院の任期を4年から5年に延長する提案である。

第2に、メドベージェフ大統領は、議会改革、とりわけ連邦会議(以下、「上院」という)における改革を挙げた。上院議員の選出資格に関して、選出が行われる連邦構成主体の領土内に10年以上住んでいなければならないという「居住資格」を廃止し、新たに連邦構成主体及び地方自

^(注5)
治体の立法機関の議員のみに上院議員の候補者になる資格が認められるとした。

第3は、小政党への議席配分についてである。現在、ロシアの下院選挙では7%の阻止条項が適用されており、原則として7%以上の得票率を獲得できない政党は下院に議席を持つことができない。そのため、少数派となる選挙人の声は反映されにくい状態になっている。こうした事態を改善するために、5%以上7%未満の得票率を獲得した小政党は、1議席又は2議席を獲得することができるよう提案が行われた。

第4に、政党全般、すなわち、政党の議席数並びに政党の役割及び機能に関して、メドベージェフ大統領は以下の幾つかの提案を行った。

まず、地方(連邦構成主体)議会の選挙で最大議席を獲得した政党が当該連邦構成主体首長の候補者に関する提案を大統領に行うことができるとした。これは、プーチン政権時代においては、連邦構成主体首長は事実上大統領が任命していたものを、今後は首長の任命については政党の意向を重視することを打ち出したもので、国家機構の改変とも関連する改革である。

また、下院選挙に参加するためには一定数以上の選挙人の署名を集める必要があるが、下院選挙で5%以上の得票率を獲得している、又は、地方(連邦構成主体)議会で3分の1以上の議席数を持つ政党には、これを適用しないこと、政党法の改正によって政党幹部を一定期間で交代させる党指導部のローテーション制度を実施すること、国政・地方選挙を問わず、供託金制度を廃止することなど、多岐にわたる課題が大統領によって提示された。

さらに、^(注6)議会政党の活動に関する報道は国営マス・メディアで確実に保障されなければならないという提案も行われた。

以上のような政治改革における提案が、メドベージェフ政権においてどのように実現されてきたのかについて、IIでは法制化の側面から整

理・検討する。

II メドベージェフ政権下の政治改革

1 憲法改正

メドベージェフ大統領が大統領年次教書演説後、早急に取り掛かった政治改革は憲法改正であった。2008年11月14日には、大統領任期及び下院任期の変更に関する憲法改正法案、並びに、政府に対する下院の監視権限に関する憲法改正法案の審議が下院で開始された。^(注7)両法案は同年11月21日に下院を通過した後、上院で11月26日に可決された。憲法改正に係る法案の成立には、両院の可決に加えて、連邦構成主体の立法機関の3分の2以上による承認及び大統領の署名が必要とされる。両法案は、連邦構成主体の承認及び大統領の署名を経て連邦憲法改正法として成立し、^(注8)2008年12月31日に公布、即日施行された。^(注9)なお改正憲法全文は2009年1月21日に公布された。

これにより、大統領の任期は4年から6年へ、下院の任期は4年から5年へと延長された。また、下院に対する政府の活動結果報告が毎年義務付けられることとなった。

ペフチン「統一ロシア」第一副党首(下院議員)は今回の任期延長に関して、「大統領任期6年は、大統領が予定された計画を最大限に実現できる期間であり、下院任期5年は設定された課題を最も効率的に実行できる期間である」とし、6年及び5年を「最適期間」と評した。^(注10)この発言に代表されるように、憲法改正に対する議員の評価は概ね好意的であった。

2 上院改革

続いて着手された改革は、上院議員の選出方法及び資格の改正に関する、いわゆる、上院改革であった。メドベージェフ大統領は、2008年12月10日に、上院の編成手続の改正に関する

法案を下院に提出した。^(注11)

上院改革は、主として上院議員の選出方法及びその資格の変更をめぐって1990年代以降段階的に行われてきた。メドベージェフ政権において進行中の上院改革は第4段階にあたるものである。以下では第1から第3段階までの上院改革を概観し、その変化の過程を説明した上で、第4段階における改革の内容を紹介する。

第1段階では、上院議員は直接選挙によって選出された。最初の上院議員選挙は1993年の下院選挙と同時に行われ、2名連記制の投票により各連邦構成主体から2名ずつ選出された。当時の連邦構成主体数は89であり、各2名、上院は計178名で構成されていた。これ以降、各連邦構成主体から2名という数は変化していないが、連邦・地方自治制度の改革により連邦構成主体の合併が行われた結果、現在の連邦構成主体数は83となった。

第2段階は、1996年1月から2001年12月の時期にあたる。1995年12月5日付連邦法第192号「ロシア連邦の連邦議会連邦会議編成手続について」^(注12)により、上院は選挙手続を経ず、自動的に各構成主体の執行機関及び立法機関の長（つまり、連邦構成主体首長と議会議長の2名）から構成されることとなった。

第3段階は、プーチン政権時代に行われた上院改革である。2000年8月5日付連邦法第113号「ロシア連邦の連邦議会連邦会議編成手続について」^(注13)において、上院議員は、各連邦構成主体の執行機関及び立法機関の代表各1名とされた（第1条）。立法機関の代表は立法機関によって選出され（第2条）、執行機関の代表は連邦構成主体首長によって指名された後、その指名に関する政令は、3日以内に立法機関に提出され、立法機関の議員全体の3分の2以上の反対がない場合に効力を発する（第4条及び第5条）と改められた。さらに、2001年8月4日付連邦法第109号「ロシア連邦の連邦議会連邦会議議員及

び国家会議議員の地位について」^(注14)により、連邦構成主体首長や議会議長、議会議員などの公職者は上院議員職を兼任することが禁止された。こうして、それぞれの機関の代表が上院議員になることで、各連邦構成主体首長と議会議長の上院における影響力は弱められた。

さらに、2007年7月21日付連邦法第189号「連邦法『ロシア連邦の連邦議会連邦会議編成手続について』第1条の改正について」^(注15)において、「30歳以上のロシア国民」であるという上院議員の従来の選出資格に、「上院議員の選出（任命）を行う連邦構成主体の領土内に10年以上居住するロシア国民」という文言が加えられた。

エリツィン政権時代は、大統領を支持する政党ではなくロシア共産党を中心とする野党勢力が下院で過半数を占めていたため、予算法案の成立など、立法過程における両者の対立が先鋭化し、政局の不安定化を招いた。事態を打開するため、エリツィン大統領は下院の決定に対して拒否権を持つ上院の支持を取り付けるよう行動した。1990年代半ば以降、各連邦構成主体は政策や決定を独自の法律の下で実行することが可能となったが、こうした動きは中央にとってはロシアの連邦制国家としての一体性を脅かす懸念となっていた。個別に締結された権限分割条約が各連邦構成主体の自立的な活動を促したことに加えて、1998年8月に発生した金融・通貨危機では、各連邦構成主体は憲法及び連邦の法律に違反することを承知で独自の経済流通システムを構築して危機に対処しようとし、連邦中央の政策が地方にまで行き渡らない状況を作り出した。

プーチン政権時代の上院改革及び後述する国家機構改革の意義は、エリツィン政権時代の「行きすぎた分権化」に対し、「中央集権制の強化」^(注16)で対処しようとした点にあるといえるだろう。上院改革において、連邦構成主体首長及び議会議長の上院議員としての候補者資格を取り上

げ、その発言権を奪うとともに、国家機構改革においては、それまで公選で選ばれていた連邦構成主体首長を大統領が事実上任命するよう改め、地方に対する上からの統制を強化したのである。^(注17)

メドベージェフ政権において、上院改革は新たに第4段階に入った。2009年2月14日付連邦法第21号「ロシア連邦の連邦議会連邦会議編成手続の改正に伴うロシア連邦の各法令の改正について」^(注18)により、次の3点が変更された。第1に、連邦構成主体の領土内に通算して10年以上住んでいなければならないという、いわゆる「居住資格」が廃止された。第2に、上院議員の候補者資格については、連邦構成主体の国家権力機関である立法機関の議員又は地方自治体の代表機関の議員にのみ認められることになった。第3に、各連邦構成主体で候補者の中から2名の上院議員の選出(任命)を行うのは、国家権力機関であるとされた。

こうして、上院議員の候補者資格が、各連邦構成主体議会議員又は当該連邦主体内の地方自治体議会議員にのみ付与されると改められたため、上院は今後、連邦構成主体レベル又は地方自治体レベルの両選挙で議員に選出された議員が、その後で上院議員として選出されるという二重の選出方法によって構成されることになる。なお、連邦法第21号は、2011年1月1日からの施行となる。^(注19)

3 小政党への議席配分

2009年2月25日、メドベージェフ大統領は、小政党に配慮した下院の議席配分に関する法案「ロシア連邦の連邦議会国家会議における選挙人の代表権の向上に関するロシア連邦の各法令の改正について」^(注20)を下院に提出した。

ロシアでは2007年度の下院選挙から新しい選挙制度と新しい阻止条項が適用された。すなわち、小選挙区と比例代表区から成り立ってい

た従来の選挙制度を改め全国1区の完全比例代表制とするとともに、阻止条項については、議席獲得のために必要な全国での得票率が5%から7%に引き上げられた。^(注21)これにより、小選挙区から単独で立候補していた無所属の議員は、いずれかの政党に属するか新しく政党を作って比例代表区から立候補することを余儀なくされた。しかし、資金繰りに苦しむ小政党は十分な選挙キャンペーンを行うことができず、2007年12月の下院選挙においては、7%の阻止条項の下で、総投票者の10%にあたる約500万人が投じた票は議会に反映されない結果となった。そこで、広く選挙人の声を拾い上げるために、5%以上7%未満の得票率を獲得した小政党に対する議席配分が提案されたのである。具体的には、得票率が5%以上6%未満の政党には1議席、同じく、6%以上7%未満の政党には2議席が与えられる。

法案は、2009年4月24日に下院で、4月29日に上院で、それぞれ可決され、大統領の署名を経て5月15日に公布された。^(注22)この法律は政党及び議員の選出に係る幾つかの法律の改正についても規定しており、中でも、2005年5月18日付連邦法第51号「ロシア連邦の連邦議会国家会議議員選挙について」^(注23)の改正は、小政党に配慮した議席配分に直接関連する重要なものである。とりわけ新設された第82-1条はその核となる部分であるため、全文を訳出して末尾に掲載する。

4 国家機構改革

メドベージェフ大統領主導の国家機構改革は、政党の役割及びその機能とも関連する改革である。結論を先取りしていえば、連邦構成主体首長の候補者の選定については、当該連邦構成主体議会選挙で最大票数を得た政党(第1与党)が大統領に対し候補者を提案できることになった。

連邦構成主体首長の選出に関して、1990年代

から2004年までは、連邦構成主体首長は公選制、つまり、選挙によって選ばれていた。

この制度が大きく変わったのはプーチン政権時代である。2004年12月11日付連邦法第159号による連邦法「ロシア連邦構成主体の立法(代表)国家権力機関及び執行国家権力機関の組織の一般原則について」^(注24)の改正により、首長公選制は廃止され、連邦構成主体首長は、大統領の提案した首長候補者を連邦構成主体議会が審議・承認するという手続を経て任命されることとなった。

さらにこの改正の直後に、大統領の連邦構成主体首長候補者の提案の前に、当該連邦構成主体を管轄する連邦管区大統領全権代表が^(注25)大統領府長官に候補者を提案し、それを受けて大統領府長官が^(注26)大統領に候補者を提案するという手続が加えられたため、「連邦構成主体首長の大統領による任命は、実際には、連邦管区大統領全権代表が^(注26)大統領府長官を通じて大統領に提案した首長候補者を大統領が連邦構成主体議会に提案するという制度だった」といえる。

メドベージェフ大統領の提案した改革では、連邦構成主体首長の候補者の提案を大統領に対して行うことができるのは、当該連邦構成主体議会選挙で最大票数を得た政党と改められ、この法案は2008年12月22日に下院に^(注27)提出された。

「ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者(最高執行国家権力機関の長)の候補者の提案の^(注28)提出及び検討の方式に関する規程」は、2009年4月23日付大統領令第441号によって承認され、^(注29)5日後の4月28日に公布された。

24項からなるこの規程については、以下で概要を紹介するほか、全文を訳出して末尾に掲載する。

この規程によると、ロシア連邦の連邦構成主体首長の候補者の提案は、連邦構成主体議会選挙で最大票数を獲得した政党が行うとされ(第

1項)、その際、少なくとも3名の候補者を提案する(第2項)。

大統領及び政党の全権代表による首長候補者に関する協議をふまえて、政党は大統領に対し候補者を提案することができるが、その提案は、遅くとも首長の任期が満了する90日以上前に行われる。首長の任期が期限前に終了する場合は、遅くとも終了日から30日以内に行われる(第3項及び第4項)。

政党による候補者の提案においては、候補者の権威[職位・記者注]及び仕事上の評価、公的活動(国家活動及び社会活動)の経験が考慮されるほか、大統領府における検討のために、候補者の姓、名、父称、国籍などを記した申請書、候補者(並びに、その配偶者及び未成年の子)の収入・資産・債務に関する情報、パスポート等の書類の複写、その他の必要資料を添付する(第5項から第7項)。

必要書類及び資料の検討は大統領府で行われ、その検討結果に関して、大統領府長官が^(注26)大統領に報告する(第9項)。

大統領が候補者について検討した後、いずれの候補者も支持しない場合、政党は候補者の提案を再度行うことができる。政党による候補者の再提案を検討した後、大統領が再びいずれの候補者も支持しない場合には、大統領は政党の全権代表及び関連する連邦構成主体の議会の全権代表と協議し、この協議結果に従って、政党は再び候補者を提案することができる(第11項から第15項)。

この第3回目となる候補者の提案を大統領が拒否した場合、さらに追加協議が行われ、この協議結果に従って、政党は再度候補者の提案を行うことになる。

他方、大統領の提案した首長候補者を連邦構成主体の議会が拒否した場合、大統領は政党と協議し、その協議結果に従って、政党は再度候補者の提案を行うことになる(第16項)。

政党が候補者を提案する権利を行使しなかった場合、又は、部分的に権利を乱用した場合には、大統領自身が首長候補者を決定し、連邦構成主体の議会に提案する(第17項)。ただし、この大統領の決定に際し、事前に大統領府長官から少なくとも2名の候補者が大統領に提案される(第18項)。

大統領府長官による候補者の提案について検討した後、大統領がいずれの候補者も支持しない場合、大統領府長官は再び新しい候補者を提案することになる(第22項)。

首長候補者を提案する際には、必要書類及び資料のほかに、その提案の妥当性、その他の参考資料の客観性及び真正性も検討事項に含まれる(第24項)。

5 議会政党に対する報道の平等の保障

議会政党の活動については国営マス・メディアで報道されることを明確なかたちで保障されなければならないという大統領年次教書における提案に関して、メドベージェフ大統領は、法案「国営のテレビ及びラジオの全国放送による議会政党の活動についての報道の平等の保障^(注30)について」を2009年2月27日に下院に提出した。

この法案では、各議会政党の活動に関する情報を平等に伝達する(第3条)ために、国営のテレビ及びラジオの全国放送において要した放送時間の算定が実施される。それに対する監督は中央選挙委員会によって行われる(第5条)などの規定を設けている。

法案は、2009年4月24日に下院で、4月29日に上院で、それぞれ可決され、大統領の署名を経て連邦法として5月15日に公布された^(注31)。

7条からなるこの法律については、以下で概要を紹介するほか、全文を訳出して末尾に掲載する。

この法律の効力は、国営のテレビ及びラジオの全国放送による議会政党の活動についての報道

に関連した範囲にのみ及ぶものとする(第2条)。

各議会政党の活動に関する情報は平等に伝達されること、放送の制作上の独立及び職業上の独立が保障される(第3条)。

議会政党の活動についての報道には、議会政党、その指導機関や支部組織に関する情報、また、議会政党の議員個人に関する情報も含まれる(第4条)。

議会政党の活動についての報道の平等の保障をコントロールする機関は、中央選挙委員会である。また、全国放送の番組表(及びその修正)は、「ロシア新聞」に掲載され、公式のインターネット・サイトでも公開される(第5条)。

テレビ番組及びラジオ番組における議会政党の活動についての報道に関して、1月分の放送時間を算定する方式及び方法は、中央選挙委員会の決定によって承認される。算定結果を明らかにするために、中央選挙委員会は作業グループを設置する(第5条)。

議会政党の活動についての放送時間が平等でないと分かった場合、中央選挙委員会は、放送時間の不足分の補償に関する決定をテレビ・ラジオ放送の全国組織に送付し、当該組織はこの決定を受け入れた日から30日以内に放送時間の不足分を補う。全国組織がこの決定を拒否する場合は、その理由を中央選挙委員会に対し書面で通知することができる。これに対し、中央選挙委員会が再度放送時間の不足分の補償に関する決定を行った場合、全国組織はその決定を受け入れ、放送時間の不足分を補わなければならない(第5条)。

おわりに

以上見てきたように、メドベージェフ政権では、発足後1年余りの間に、2008年11月の大統領年次教書演説の中で提案された、いくつかの政治改革が、異例ともいえるスピードで法制化

され、実現されてきた。

改革の内容は多岐にわたっているが、全体的な方向性は、政党の役割の増大、複数政党制の確立にあるといえるだろう。政党による連邦構成主体首長候補者の大統領に対する提案、また、政党活動の報道に対する平等の保障は、その方向性を端的に示すものである。

エリツィン政権時代において、政党組織は脆弱であり、政党が政府の形成においても政策の決定においてもほとんど役割を果たしていない点がしばしば指摘された。

しかし、プーチン政権時代には、政党法が成立するなど、政党の組織基盤の確立や強力な与党の育成が目指された。メドベージェフ政権で行われた一連の政治改革は前政権の方向性を継承するものであり、今後、ロシア政治における政党の比重が増していくことが予想される。

注

*本稿のインターネット情報はすべて2009年5月29日現在である。

- (1) 法律③、④、⑤をそれぞれ紹介したものとして、拙稿「短信 憲法改正法案」『外国の立法』238-1号, 2009.1, p.28; 拙稿「短信 上院議員の選出及び資格に関する法改正」『外国の立法』239-1号, 2009.4, p.31; 拙稿「短信 小政党に配慮した議席配分」『外国の立法』239-2号, 2009.5, p.35.を参照。
- (2) 大統領年次教書を簡潔にまとめたものとしては次を参照。拙稿「大統領年次教書」『外国の立法』238-1号, 2009.1, pp.14-15.
- (3) ソ連崩壊後のロシアで新しく設置された議会はロシア連邦議会(Федеральное Собрание Российской Федерации)と呼ばれ、連邦議会は、上院にあたる連邦会議(Совет Федерации)と下院にあたる国家会議(Государственная дума)から成る二院制議会である。
- (4) ロシア連邦は、ソ連崩壊後は89の連邦構成主体から出発したが、現在は83の連邦構成主体から成

る(21共和国、9辺区、46州、2連邦都市、1自治州、4自治管区)。共和国、地方、州、連邦都市、自治州、自治管区は、相互に同権であると憲法で定められている。後出の連邦構成主体首長は、アメリカでは州知事に相当する役職である。

- (5) 地方自治体は、市及び郡以下の単位を指し、日本の市町村に当たる。連邦構成主体の権力機関は、連邦中央の権力機関と共に「国家権力機関」と位置付けられるのに対し、地方自治体は「国家権力機関」の体系には含まれない(溝口修平「ロシアにおける連邦・地方自治制度の改革」『外国の立法』219号, 2004.2, pp.126-130)。
- (6) ロシアでは一般的に、「議会政党парламентская партия」を、下院に議席を持つ政党の意味として使っている。本稿でもこの意味にならう。
- (7) 《Дума о сроках》*Российская газета*, 2008.11.13. (「任期についての下院」『ロシア新聞』2008.11.13.)
- (8) 最終的に大統領の署名は2008年12月30日に行われた。成立した連邦憲法改正法の原文に関しては以下を参照。Закон Российской Федерации о поправке к Конституции Российской Федерации от 30.12.2008 N6-ФКЗ «Об изменении срока полномочий Президента Российской Федерации и Государственной Думы》(「ロシア連邦大統領及び国家会議の任期の変更について」2008年12月30日付ロシア連邦憲法改正法第6号) ロシア連邦大統領府HP< <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=049980> >; Закон Российской Федерации о поправке к Конституции Российской Федерации от 30.12.2008 N7-ФКЗ «О контрольных полномочиях Государственной Думы в отношении Правительства Российской Федерации》(「ロシア連邦政府に対する下院の監督権限について」2008年12月30日付ロシア連邦憲法改正法第7号) ロシア連邦大統領府HP< <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=049981> >
- (9) 改正憲法の全文に関しては以下を参照。

- < <http://www.rg.ru/2009/01/21/konstitucia-dok.html> >
- (10) *Российская газета*, *op. cit.* (7).
- (11) 《Как стать сенатором》*Российская газета*, 2008.12.11. (「どうやって上院議員になるか」『ロシア新聞』2008.12.11.)
- (12) *Собрание законодательства Российской Федерации*, № 50, 1995.12.11, ст. 4869.
- (13) *Собрание законодательства Российской Федерации*, № 32, 2000.8.7, ст. 3336.
- (14) *Собрание законодательства Российской Федерации*, № 32, 2001.8.6, ст. 3317.
- (15) *Собрание законодательства Российской Федерации*, № 30, 2007.7.23, ст. 3803.
- (16) しばしば、「エリツィン=分権化、プーチン=集権化」という安易な構図がとられがちだが、実際には、エリツィン政権後期には、権限分割条約の締結に一定の法的規制を設けて行き過ぎた分権化を阻止しようとする動きが出てきた。結果的に、政権末期のプーチン首相時代に、連邦大統領は法的なレベルで連邦構成主体の執行権力に対し絶対的な優位性を回復していたのである。こうして、プーチン政権はこの流れを受けてさらに中央集権制の強化を図ったと言える。
- (17) しかしながら、連邦構成主体首長に対する一方的な統制が行われたわけではない。連邦構成主体首長は、2000年に創設された国家評議会のメンバーとして認められたことにより、連邦レベルでの発言権を確保した。国家評議会は大統領諮問機関であり、その運営事項として、中央と地方の権限区分、財政問題などがある。
- (18) **Федеральный закон от 14.02.2009 N21-ФЗ «О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации в связи с изменением порядка формирования Совета Федерации Федерального Собрания Российской Федерации»** (「ロシア連邦の連邦議会連邦会議編成手続の改正に伴うロシア連邦の各法令の改正について」2009年2月14日付ロシア連邦法第21号) ロシア連邦大統領府HP < <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=050809> >
- (19) 《Сами мы местные》*Российская газета*, 2009.2.18. (「我々自身地元民である」『ロシア新聞』2009.2.18.)
- (20) 《Партийный гарант》*Российская газета*, 2009.2.26. (「政党の保証人」『ロシア新聞』2009.2.26.)
- (21) とはいえ、得票率が7%に達しなければ必ずしも議席が与えられないわけではない。阻止条項について詳細に述べたものとして、以下を参照。上野俊彦「メドヴェージェフ大統領の政治改革 — 2008年度教書演説における政治改革提案をめぐって — 」『国際問題』580号, 2009.4, pp.4-15. 同論文では、「得票率7%以上の政党だけに議席が与えられるのは、得票率7%以上の政党が2つ以上あり、かつそれらの政党に投じられた投票数の合計が投票参加者数の60%を超えた場合である(第82条第7項)。そうでない場合、すなわち、得票率7%以上の政党に投じられた投票数の合計が投票参加者数の60%またはそれ以下の場合、議席を獲得した政党に投じられた投票数の合計が投票参加者数の60%に達するまで得票率の高い順に得票率7%以下の政党にも議席が与えられる(第82条第8項)。また、1つの政党の得票率が60%を超え、他の政党の得票率が7%以下の場合にも、得票率7%以下の政党のうち最多得票した政党に議席が与えられる(第82条第9項)」とされている。
- (22) **Федеральный закон от 12.05.2009 N94-ФЗ «О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации в связи с повышением представительства избирателей в Государственной Думе Федерального Собрания Российской Федерации»** (「ロシア連邦の連邦議会国家会議における選挙人の代表権の向上に関するロシア連邦の各法令の改正について」2009年5月12日付ロシア連邦法第94号) ロシア連邦大統領府HP < <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=052291> >

- (23) Федеральный закон от 18.05.2005 N51-ФЗ «О выборах депутатов Государственной Думы Федерального Собрания Российской Федерации» (「ロシア連邦の連邦議会国家会議議員選挙について」2005年5月18日付ロシア連邦法第51号) ロシア連邦大統領府HP < <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=027816> >
- (24) Федеральный закон от 11.12.2004 N159-ФЗ «О внесении изменений в Федеральный закон «Об общих принципах организации законодательных (представительных) и исполнительных органов государственной власти субъектов Российской Федерации» и в Федеральный закон «Об основных гарантиях избирательных прав и права на участие в референдуме граждан Российской Федерации»» (「連邦法『ロシア連邦構成主体の立法(代表)国家権力機関及び執行国家権力機関の組織の一般原則について』及び連邦法『ロシア連邦の国民の選挙権及び国民投票参加権の基本的保障について』の改正について」2004年12月11日付ロシア連邦法第159号) ロシア連邦大統領府HP < <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=025437> >
- (25) 連邦管区大統領全権代表の制度は、プーチン大統領1期目就任直後の2000年5月13日に設置された (*Собрание законодательства Российской Федерации*, №20, 2000.5.15, ст. 2112)。これは、ロシア全土を7つの連邦管区、すなわち、中央連邦管区、北西連邦管区、南方連邦管区、沿ヴォルガ連邦管区、ウラル連邦管区、シベリア連邦管区、極東連邦管区に分け、各管区に大統領全権代表を置く制度である。
- (26) 上野 前掲注(20), p. 7.
- (27) «Губернатор с партбилетом» *Российская газета*, 2008.2.23. (「知事は党员証とともに」『ロシア新聞』2008.2.23.)
- (28) Указ Президента Российской Федерации от 23.04.2009 N441 «Об утверждении Положения о порядке внесения и рассмотрения предложений о кандидатурах на должность высшего должностного лица (руководителя высшего исполнительного органа государственной власти) субъекта Российской Федерации» (「ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者(最高執行国家権力機関の長)の候補者の提案の提出及び検討の方式に関する規程」2009年4月23日付ロシア連邦大統領令第441号) ロシア連邦大統領府HP < <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=051974> >
- (29) «Партии предлагают, Президент решает» *Российская газета*, 2009.4.28. (「政党が提案し、大統領が決定する」『ロシア新聞』2009.4.28.)
- (30) ロシア連邦大統領府HP < <http://president.kremlin.ru/text/news/2009/02/27/213397.shtml> >
- (31) *Российская газета*, 2009.5.12. (『ロシア新聞』2009.5.12.) ; *Российская газета*, 2009.5.15. (『ロシア新聞』2009.5.15)
- (つだ ゆうこ・海外立法情報課非常勤調査員)

2009年5月12日付ロシア連邦法第94号「ロシア連邦の連邦議会国家会議における選挙人の代表権の向上に関するロシア連邦の各法令の改正について」(抄)
Федеральный закон от 12.05.2009 N94-ФЗ «О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации в связи с повышением представительства избирателей в Государственной Думе Федерального Собрания Российской Федерации»

津田 憂子訳

第5条 2005年5月18日付連邦法「ロシア連邦の連邦議会国家会議議員選挙について」の変更

6. 第82-1を新しく設ける。

第82-1条 5%以上7%未満の得票率を獲得し議席が割り当てられない、連邦候補者名簿に対する議席の配分

- (1) この法律の第83条に従って議席が割り当てられる以前に、5%以上7%未満の得票率を獲得し議席が割り当てられない連邦候補者名簿に対して、議席の配分が行われる。配分される議席数は、次の第2項及び第3項に従って決定される。
- (2) 5%以上6%未満の得票率を獲得し議席が割り当てられない連邦候補者名簿に対して、1議席が配分される。
- (3) 6%以上7%未満の得票率を獲得し議席が割り当てられない連邦候補者名簿に対して、2議席が配分される。
- (4) 前2項に従って配分された議席はまず、連邦候補者名簿の全連邦部分^(注1)の登録候補者に、当該名簿の順位に従って振り分けられる。
- (5) 議席が配分された連邦候補者名簿に全連邦部分の該当者がいない場合は、連邦候補者名簿の一部を構成する候補者地域グループであ

るロシア連邦の連邦構成主体(連邦構成主体のグループ、又は、連邦構成主体の領土の一部)の連邦候補者名簿に対する得票数で[配分される議席が・訳者注]確定される。その際、ロシア連邦の領土外に居住する有権者の票は、この法律の第36条第9-1項に定める決定を政党が行う場合、関連する候補者地域グループに対するものとみなされる。

- (6) 第2項に従って全連邦部分の該当者がいない連邦候補者名簿に配分された議席はまず、最大票数を得た候補者地域グループの登録候補者第1位に振り分けられる。得票数を等しくする候補者地域グループが2つ以上ある場合、議席が振り分けられる地域グループは、連邦候補者名簿における地域グループの順位によって決定される。
- (7) 第3項に従って議席が配分された連邦候補者名簿の全連邦部分の登録候補者が1名の場合、2議席目はまず、最大票数を得た候補者地域グループの登録候補者第1位に振り分けられる。得票数を等しくする候補者地域グループが2つ以上ある場合、議席が振り分けられる地域グループは、連邦候補者名簿における地域グループの順位によって決定される。
- (8) 第3項に従って全連邦部分の該当者がいない連邦候補者名簿に配分された議席はまず、得票数の多い2つの候補者地域グループそれぞれの登録候補者第1位に振り分けられる。

得票数を等しくする候補者地域グループが3つ以上ある場合、1議席にせよ、2議席にせよ、議席の振り分けは、連邦候補者名簿における地域グループの順位によって決定される。

- (9) 配分された議席が空席となった場合には、連邦候補者名簿の同じ候補者地域グループ（〔又は、〕全連邦部分）で議席を持っていない登録候補者の中で第1位の候補者に議席が振り分けられる。連邦候補者名簿の当該候補者地域グループ（〔又は、〕全連邦部分）に、空席となった議席を振り分けることのできる登録候補者がいない場合は、議席がこれまで配分されていなかった地域グループの中で最大票数を得た候補者地域グループの登録候補者第1位に議席が振り分けられる。得票数を等しくする候補者地域グループの数が議席数より多い場合、議席が振り分けられる地域グルー

プは、連邦候補者名簿における地域グループの順位によって決定される。

- (10) 議席を配分する過程で、空席となった議席を補充する権利を持つ登録候補者が連邦候補者名簿にいなくなった場合、この議席は次期下院議員選挙まで空席のまま残る。

注

- (1) 下院選挙における比例代表の名簿（連邦候補者名簿）は、「全連邦部分」と「候補者地域グループ」に分かれており、予め順位が付されている。0～3人からなる前者は名簿のトップを占めており、後者は、基本的には連邦構成主体ごとに「地域グループ」に分かれている。

（つだ ゆうこ・海外立法情報課非常勤調査員）

ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者（最高執行国家権力機関の長）の候補者の提案の提出及び検討の方式に関する規程

Положение о порядке внесения и рассмотрения предложений о кандидатурах на должность высшего должностного лица (руководителя высшего исполнительного органа государственной власти) субъекта Российской Федерации

津田 憂子訳

- (1) ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者（最高執行国家権力機関の長）の候補者（以下、「候補者」という）についての提案は、その候補者名簿の提案日に最も近い時期に公式に発表されたロシア連邦構成主体の立法（代表）国家権力機関の選挙結果に基づいて最大票数を獲得し、議席の配分が許された政党の合議制常設指導機関によって、ロシア連邦大統領〔以下、「大統領」という・訳者注〕に対して行われる（候補者の提案を行う政党を、以下、「政党」という）。
- (2) 政党は、1999年10月6日付連邦法第184号「ロシア連邦構成主体の立法（代表）国家権力機関及び執行国家権力機関の組織の一般原則^(注1)について」（以下、「ロシア連邦構成主体の立法（代表）国家権力機関及び執行国家権力機関の組織の一般原則に関する連邦法」という）第18条に定める要件を満たす少なくとも3名の候補者を提案しなければならない。

ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者（最高執行国家権力機関の長）には、連邦法に定める原則に従って当該職に就く権利がない個人を提案することはできない。
- (3) 政党による候補者の提案は、ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の任期が満了する遅くとも90日以上前に行われる。ただし、ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の任期が期限前に終了する場合は、遅くとも終了日から30日以内に行われるものとする。
- (4) 政党による候補者の提案日まで、大統領及び政党の全権代表は候補者に関する協議を行う。協議は、ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の任期が満了する遅くとも100日以上前に行われるが、ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の任期が期限前に終了する場合は、終了日から遅くとも20日以内に行われるものとする。

大統領の委任により、ロシア連邦大統領府〔以下、「大統領府」という・訳者注〕長官又は他の大統領府職員が当該協議を行うことができる。
- (5) 政党による候補者の提案に際し、協議結果のほかに、提案される候補者の権威〔職位・訳者注〕及び仕事上の評価、その公的活動（国家活動及び社会活動）の経験も考慮される。
- (6) 政党による候補者の提案には、次の事項が添付される。
 - ・ 政党規約に従って行われた、候補者の提案提出に関する政党の決定。
 - ・ ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の候補者に提案された市民からの、候補者検討への同意申請に関する書面。申請には、当該市民の姓、名、父称及び国籍が表示されるほか、当該市民にロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の地位が与えられる場合には、ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者と兼任できない活動を停止する制約

が[当該市民に・訳者注]課される。

- ・ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の候補者に提案された市民からの、法律が保護する国家機密及びその他の機密情報の取得許可手続のため権限機関が当該市民に関する調査を行うことへの同意申請に関する書面。
 - ・所定の形式に則って、ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の候補者に提案された市民、並びに、その配偶者及び未成年の子の収入、資産、債務に関する情報。
 - ・ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の候補者に提案された市民のパスポート又はロシア国民のパスポートの代替となる書類の複写物のほかに、学歴、主な勤務先、職歴(職種)に関する書類の複写物。
- (7) 政党による候補者の提案には、提案される候補者の特徴を示す他の書類及び資料も添付することができる。
- (8) 「ロシア連邦構成主体の立法(代表)国家権力機関及び執行国家権力機関の組織の一般原則に関する連邦法」第18条に定める要件及びこの規程に該当しない候補者の提案、並びに、2001年7月11日付連邦法第95号「政党について」^(注2)(以下、「政党に関する連邦法」という)第26条に定める方式及び期限を遵守せず、政党規約に定める候補者の選出方式に違反した政党による候補者の提案は、大統領による検討対象にならない。
- (9) 所定の方式で政党が提出した書類及び資料は、大統領府で検討される。書類及び資料を検討する[大統領府・訳者注]職員は、提案された候補者の特徴を示す補足資料、ロシア連邦の連邦構成主体の社会経済状態に関する情報、その他の参考資料を、大統領府長官に

提出する権利を有する。

大統領府長官は、政党が提出した書類及び資料の検討結果を大統領に報告するものとする。

- (10) 大統領による政党の候補者の提案に対する検討、及び、候補者の提案を行った政党の合議制常設指導機関に対する検討結果についての通知(以下、「通知」という)は、提案提出日から30日以内に行われる。ただし、ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の任期が期限前に終了する場合は、提案提出日から14日以内に行われる。

大統領の委任により、大統領府長官又は他の大統領府職員が通知を行うことができる。

- (11) 政党による候補者の提案を検討した後、大統領がいずれの候補者も支持しない場合、政党は、遅くとも通知日から30日以内に、以前に大統領の検討対象になっていない少なくとも3名の候補者を再度提案する権利を有する。候補者の再提案は、通知日から20日以内に行われる大統領との協議結果を考慮して行われる。

- (12) 大統領による政党の候補者の再提案に対する検討及び通知は、提案の再提出日から14日以内に行われる。

- (13) 政党による候補者の再提案を検討した後、大統領がいずれの候補者も支持しない場合、大統領は、政党の全権代表及び関連する連邦構成主体の立法(代表)国家権力機関の全権代表と協議を行う。協議は、遅くとも候補者を提案する10日前に行われる。

大統領の委任により、大統領府長官又は他の大統領府職員が当該協議を行うことができる。

(14) 協議結果に従って、政党は、遅くとも最終通知日から180日の期間が終了する14日前に、以前に大統領の検討対象になっていない少なくとも3名の候補者を提案する権利を有する。

大統領は、その提出日から14日以内に当該提案を検討する。

(15) 候補者の再提案及び大統領によるその検討は、ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の任期が期限前に終了する場合、この規程の第11項から第14項に定める方式及び期限に則って行われる。

(16) この規程の第14項に従って、政党による候補者の提案を検討した後、大統領がいずれの候補者も支持しない場合、大統領の提案により、政党との追加協議が行われる。協議結果に従って、大統領は候補者の提案を行うよう政党に命じることができる。

ロシア連邦の連邦構成主体の立法(代表)国家権力機関が、2度にわたり、大統領の提案した候補者にロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の権限を与える決定を行わなかった場合、大統領の提案により、政党との追加協議が行われる。協議結果に従って、大統領は候補者の提案を行うよう政党に命じることができる。

(17) 政党が候補者を提案する権利を行使しなかった場合、又は、部分的に権利を乱用した、及び、政党が候補者の再提案を行わなかった場合、又は、「政党に関する連邦法」第26条及び「ロシア連邦構成主体の立法(代表)国家権力機関及び執行国家権力機関の組織の一般原則に関する連邦法」第18条に定める要件に違反した候補者の提案を行った場合、大統領がロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の候

補者を決定し、所定の方式に則って、ロシア連邦構成主体の立法(代表)国家権力機関にロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の候補者を提案する。候補者として連邦の行政幹部を提案することもできる。

(18) 前項に定める場合に、ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の候補者を決定するため、大統領府長官は当該最高公職者の候補者を少なくとも2名大統領に提案する。候補者として連邦の行政幹部を提案することもできる。

(19) 前項に定める候補者の提案は、事前の協議結果を考慮するほか、提案される候補者の権威[職位・訳者注]及び仕事上の評価、その公的活動(国家活動及び社会活動)の経験も考慮した上で、関連する連邦管区大統領全権代表によって大統領府長官に対して行われる。

提案される候補者は、「ロシア連邦構成主体の立法(代表)国家権力機関及び執行国家権力機関の組織の一般原則に関する連邦法」第18条に定める要件を満たしていなければならない。

(20) 関連する連邦管区大統領全権代表による提案には、この規程の第6項に定める申請、収入・資産・債務に関する情報、書類の複写のほか、事前の協議結果に関する情報、ロシア連邦の連邦構成主体の社会経済状態に関する情報、必要に応じ、その他の参考資料が添付される。

(21) 大統領府長官は、候補者に関する提案を検討し、必要な協議を行い、関連文書を大統領に提出する。

(22) 大統領府長官が提案したいずれの候補者も大統領が支持しない場合、大統領府長官は新

しい候補者を提案する。

- (23) 関連する連邦管区大統領全権代表は、ロシア連邦の立法(代表)国家権力機関に対し、ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の候補者を提示する。当該候補者の提示は、この規程に従って、政党又は大統領府長官の提案を受けて[予め・訳者注]大統領によって行われたものとする。

- (24) ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者の候補者に関する提案を準備し行う大統領府職

員は、当該候補者の特徴を示す書類のほかに、提案の妥当性、情報その他の参考資料の客観性及び真正性に対し責任を負う。

注

- (1) *Собрание законодательства Российской Федерации*, № 18, 1999.10.18, ст. 5005.
(2) *Собрание законодательства Российской Федерации*, № 29, 2000.7.16, ст. 2950.

(つだ ゆうこ・海外立法情報課非常勤調査員)

2009年5月12日付ロシア連邦法第95号「国営のテレビ及びラジオの全国放送による議会政党の活動についての報道の平等の保障について」

Федеральный закон от 12.05.2009 N95-ФЗ «О гарантиях равенства парламентских партий при освещении их деятельности государственными общедоступными телеканалами и радиоканалами»

津田 憂子訳

第1条 この法律で用いられる基本概念

この法律には次の基本概念が用いられる。

1. 議会政党 — その連邦候補者名簿に対してロシア連邦の連邦議会国家会議において議席配分を許された政党、又は、国営のテレビ及びラジオの全国放送によって議会政党の活動が報道される日に最も近い時期に公式に発表されたロシア連邦の連邦議会国家会議議員選挙結果に基づき、2005年5月18日付連邦法第51号「ロシア連邦の連邦議会国家会議議員選挙について」第82-1条^(注1)に従ってその連邦候補者名簿に対して議席が配分された政党。
2. 国営のテレビ及びラジオの全国放送 — マス・メディア(テレビ番組、ラジオ番組)。メディアの創立者及び運営者によって、単一企業の形態で設立されたテレビ・ラジオ放送の全国組織。
3. 全国テレビ番組、ラジオ番組 — ロシア連邦の連邦構成主体の半数又は半数以上で普及している、国営全国放送のテレビ局又はラジオ局で(放送ネットワークによって)製作された、テレビ番組又はラジオ番組。
4. 地方テレビ番組、ラジオ番組 — ロシア連邦の連邦構成主体の半数未満で普及している、国営全国放送のテレビ局又はラジオ局で(放送ネットワークによって)制作された、テレビ番組又はラジオ番組。

第2条 この法律の効力範囲

- (1) この法律の効力は、国営のテレビ及びラジオ

の全国放送による議会政党の活動についての報道に関連する範囲に及ぶ。

(2) この法律の効力は、次の事項に関連する範囲には及ばない。

1. 選挙運動又は国民投票運動の開始日から、選挙又は国民投票の結果に関する公式の発表日までの時期に、国民の権利を保障するため、政党に関する情報を入手し伝えること。
2. 国家権力機関、地方自治機関、その他の国家及び地方機関の活動について報道すること。ただし、この法律の第4条第2項の第3号から第6号に定める議員及び会派の活動に関する情報は例外とする。
3. 国営のテレビ及びラジオによる専門番組の全国放送(文化、音楽、スポーツその他)を行い広めること。

第3条 国営のテレビ及びラジオの全国放送による議会政党の活動についての報道の基本原則

国営のテレビ及びラジオの全国放送による議会政党の活動についての報道は、次の基本原則に基づいて行われる。

1. 各議会政党の活動に関する情報を平等に伝えること。
2. 議会政党の活動についての報道に対する国家による監督[の内容・記者注]を公開すること。
3. 議会政党の活動についての報道を行うに際し、国営のテレビ及びラジオの全国放送

の編集に関する制作上の独立及び職業上の独立を保障すること。これには、報道に関する独立した一定の基盤、形態、方法が含まれる。

4. テレビ視聴者及びラジオ聴取者に対し、議会政党の活動に関する客観的かつ一面的でない情報を提供すること。

第4条 議会政党の活動について報道を行うに際し、全国及び地方のテレビ番組及びラジオ番組に提示される要件

- (1) 議会政党の活動は、この法律の要件を考慮して、国営のテレビ及びラジオの全国放送によって報道される。
- (2) 全国テレビ番組又はラジオ番組における議会政党の活動についての報道とは、次に掲げる者の活動についての情報を指す。
 1. 議会政党、その指導機関及びその他の機関、議会政党の地方支部及びその他の下部組織。
 2. 議会政党の指導機関の構成員、議会政党の地方支部の指導機関の構成員。
 3. ロシア連邦の連邦議会国家会議の議員。
 4. ロシア連邦構成主体の立法(代表)国家権力機関の議員であり、議会政党の会派の構成員である者。また、当該機関の議員であり、議会政党の構成員である者。
 5. 地方自治体の代表機関の議員であり、議会政党の連合(会派)の構成員である者。また、当該機関の議員であり、議会政党の構成員である者。
 6. ロシア連邦の連邦議会国家会議における議会政党の会派。ロシア連邦構成主体の立法(代表)国家権力機関における議会政党の会派。地方自治体の代表機関における議会政党の連合(会派)。

- (3) 議会政党の活動と関係のない、前項の第2号から第5号に定める個人の活動に関する情報を、この個人が所属する議会政党を明示せずに伝えることは、当該議会政党の活動を報道したことにはならない。また、こうした情報を伝えることに要した放送時間は、この法律の第5条に従って、監督及び算定の対象としない。

- (4) 第2項第2号から第5号に定める個人の声明及び演説(声明及び演説の一部)については、全国テレビ番組でそのタイトル[表題・訳者注]が付けられる。また、全国ラジオ番組では、個人が所属する議会政党情報を含む詳細な報道を行うものとする。

- (5) 地方テレビ番組及びラジオ番組における議会政党の活動についての報道は、この条の要件に従って行われる。

第5条 国営のテレビ及びラジオの全国放送による議会政党の活動についての報道の平等の保障に対する監視

- (1) 国営のテレビ及びラジオの全国放送による議会政党の活動についての報道の平等の保障^(注2)に対する監視は、議会政党、社会院、マス・メディア分野で監視及び監督を行う権限を持つ連邦執行権力機関、並びに、国営のテレビ・ラジオ放送の全国組織が参加する場合には、この法律及び2002年6月12日付連邦法第67号「ロシア連邦の国民の選挙権及び国民投票参加権の基本的保障^(注3)について」に従って、ロシア連邦の中央選挙委員会によって行われる。
- (2) この法律に従って議会政党の活動についての報道を行う国営のテレビ及びラジオの全国放送の番組表は、マス・メディアの登録に関する権限を持つ連邦執行権力機関によって作成され承認される。番組表は、承認後直ち

にロシア連邦の中央選挙委員会に送付された後、当該連邦執行権力機関によって「ロシア新聞」に掲載され、公式のインターネット・サイトでも公開される。リストの修正に関しては直ちにロシア連邦の中央選挙委員会に通知される。リストの承認日から遅くとも10日以内の修正は同様に、当該連邦執行権力機関によって「ロシア新聞」に掲載され、公式のインターネット・サイトで公開される。

このリストに新たな国営テレビ(ラジオ)の全国放送を加える場合、このテレビ(ラジオ)が議会政党の活動についての報道に要した放送時間の算定は、[新しい放送を加えたリストの・記者注]修正の掲載日から1か月が経過した月の翌月の第1日目から算定される。

- (3) 全国テレビ番組及びラジオ番組並びに地方テレビ番組及びラジオ番組における各議会政党の活動についての報道に対し、1か月の間に要した放送時間の算定方式及び方法は、マス・メディア分野で監視及び監督を行う権限を持つ連邦執行権力機関の同意を経て、ロシア連邦の中央選挙委員会の決定によって承認される。放送時間の算定方法には、この法律の第4条第2項に定める情報を含む報告、情報の時間的長さ、この法律の第4条第2項の第2号から第5号に定める個人の声明及び演説(声明及び演説の一部)に対する時間測定などの指標が規定されていなければならない。

各議会政党の活動についての報道に要した放送時間を確定する際、全国テレビ番組及びラジオ番組並びに地方テレビ番組及びラジオ番組で要した放送時間は別々に考慮される。

マス・メディア分野で監視及び監督を行う権限を持つ連邦執行権力機関の同意を経て、ロシア連邦の中央選挙委員会による決定によって、各議会政党の活動についての報道に要した放送時間の算定方式及び方法に関する

他の要件が承認される。

- (4) 議会政党の活動についての報道に対し、1か月の間に要した放送時間の算定結果を明らかにするために、ロシア連邦の中央選挙委員会は、作業班を設置する。作業班の班員には、ロシア連邦の中央選挙委員会の職員2名が参加するほか、各議会政党、社会院、マス・メディア分野で監視及び監督を行う権限を持つ連邦執行権力機関、テレビ・ラジオ放送の全国組織からそれぞれ代表が2名ずつ参加する。ロシア連邦の中央選挙委員会の職員が作業班の長を務める。作業班の活動方式は、ロシア連邦の中央選挙委員会によって承認される。

- (5) ロシア連邦の中央選挙委員会は、ロシア連邦の法令に定める方式によって、一定期間の議会政党の活動についての報道に要した放送時間の算定を要請することができる。

- (6) ロシア連邦の中央選挙委員会が1か月にわたる議会政党の活動についての平等な報道に係る要件が守られていない事実を明らかにした場合、委員会は、該当する議会政党の放送時間の不足分を補う必要性についての決定を行い、当該決定を該当するテレビ・ラジオ放送の全国組織に送付する。

選挙運動又は国民投票運動の開始日から選挙又は国民投票の結果に関する公式の発表日までの時期においてのみ放送時間の不足分を補うことが可能である場合、選挙又は国民投票の結果が公式に発表された後にこの決定は行われる。

- (7) 前項に定めるロシア連邦の中央選挙委員会による決定を受理したテレビ・ラジオ放送の全国組織は、決定を受理した日から30日の間に、該当する議会政党のテレビ及びラジオにおける放送時間の不足分を補う。ただし、

次項に定める場合は例外とする。

- (8) 第6項に定めるロシア連邦の中央選挙委員会による決定に同意しない場合、テレビ・ラジオ放送の全国組織は、決定を受理した日から10日の間に、同意しない理由の根拠を添えて書面形式でロシア連邦の中央選挙委員会に対しその旨を通知することができる。

ロシア連邦の中央選挙委員会は、通知を受理した日から10日の間に、議会政党の活動についての報道に1か月の間に要した放送時間の算定結果に関する問題を再度検討する。ロシア連邦の中央選挙委員会が、議会政党の活動についての平等な報道に係る要件が守られていない事実を再度明らかにし、それに関する決定を行う場合、テレビ・ラジオ放送の全国組織は、当該決定を受理した日から20日の間に、該当する議会政党のテレビ及びラジオにおける放送時間の不足分を補う。

- (9) ロシア連邦の中央選挙委員会は、この法律が定める[放送時間不足分の・訳者注]補償問題に係る決定を行うために、マス・メディア分野で監視及び監督を行う権限を持つ連邦執行権力機関及びテレビ・ラジオ放送の全国組織に対して、必要不可欠な情報を照会し入手することができる。

- (10) 国営のテレビ及びラジオの全国放送による議会政党の活動についての報道の平等の保障に関して、前年度の情報は、毎年遅くともその翌年の1月31日までに、ロシア連邦の中央選挙委員会によって「議会新聞」に掲載される。

第6条 連邦法「国営マス・メディアにおける国家権力機関の活動についての報道方式について」の各規程失効の承認

1995年1月13日付連邦法第7号「国営マス・メディアにおける国家権力機関の活動について

の報道方式^(注4)について」第7条、第9条、第10条の失効を承認する。

第7条 この法律の施行

- (1) この法律は、第4条並びに第5条の第1項及び第6項から第9項を除いて、公布後10日以内に施行する。
- (2) この法律の第4条並びに第5条第1項及び第6項から第9項は、2009年9月1日から施行する。
- (3) この法律の第5条第10項の規定に関して、2009年度第4四半期分については、2010年度に掲載されるものとする。

注

- (1) Федеральный закон от 18.05.2005 N51-ФЗ «О выборах депутатов Государственной Думы Федерального Собрания Российской Федерации» («ロシア連邦の連邦議会国家会議議員選挙について」2005年5月18日付ロシア連邦法第51号) ロシア連邦大統領府HP<<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=027816>>
- (2) 社会院(общественная палата)は、2005年にプーチン大統領の発案により、行政府や立法府の活動に社会の広範な意見を反映させることを目的として設置された政策審議機関である。
- (3) Федеральный закон от 12.06.2002 N67-ФЗ «О основных гарантиях избирательных прав и права на участие в референдуме граждан Российской Федерации» («ロシア連邦の国民の選挙権及び国民投票参加権の基本的保障について」2002年6月12日付ロシア連邦法第67号) ロシア連邦大統領府HP<<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=012553>>
- (4) Собрание законодательства Российской Федерации, № 3, 1995.1.13, ст. 170.

(つだ ゆうこ・海外立法情報課非常勤調査員)